

※意見の概要別に類似する意見の件数が多い順に表示しています。

金額設定、計算方式等に関するご意見

| 連番 | 意見の詳細   | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
|----|---|-----------|--|
| 1  | ロッカーや備品の使用などで課金されるようになったらハードルが高くなってしまふ。   | 7         | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。       |
| 2  | 各利用団体によって使用できる部屋が限られている場合もあるため金額設定によっては不公平感が出てくるのではないかと。部屋の使用料+冷暖房+電気代となると、左記理由にてこれも不公平感が出てくるのではないかと。 | 7         |  |
| 3  | 少々の使用料はしょうがないと思う。(高額にならないよう配慮してほしい。)  | 7         |  |
| 4  | ネットを利用した、空き室照会および予約システムの構築を提案します。   | 7         |  |
| 5  | 使用料についての支払いが手間になるため、直接の支払いではなく座間のHPなどで別途支払いができるなど、便利な機能があつたら使いやすい。                                    | 7         |  |
| 6  | (使用料の徴収に当たっては)キャンセル料などが発生するとよくない  | 7         |  |
| 7  | 活動内容によって三段階くらい価格レベルを設定してほしい。  | 7         |  |
| 8  | この基本方針案では、少人数で広い場所を必要とするサークルの負担が重くなってしまふので、少人数で活動する団体の負担が重くならない制度になることを期待します。                         | 5         |  |
| 9  | 格安でお願いしたい。(出来るだけ利用者の負担は減らして頂きたい)(利用しやすい利用額を提示すべき)   | 4         |  |
| 10 | 公民館等の使用料は、最悪、最低料金でお願いします。   | 3         |  |
| 11 | 当団体(サークル)の利用については、減額(50%)になることを希望します。   | 3         |  |
| 12 | サークル活動を継続するために、使用料が値上がりするのは仕方ないと思います。   | 2         |  |
| 13 | あまり高額な使用料にならないことを願いますが、利用者の負担に賛成です。   | 2         |  |
| 14 | 今の使用料を規定に基づき支払、減免はそれの50%にする。  | 2         |  |
| 15 | 有償にする場合、いくら必要経費がいり、いくら集められるか等、提示してほしい。いつから、どのくらいの使用料となるか最も興味があるところです。                                 | 2         | 基本方針の改定案を作成する段階では、お示しすることが困難な内容でした。今後本基本方針に基づき、事務を進める上で、お示しする可能性があります。 |
| 16 | 月額にして少額でも年にしたらそれなりの金額になる。   | 1         | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。       |
| 17 | 使用料については、近隣市がすでに有料化をすすめており、座間でも避けられない問題であると理解はしていますが、活動内容や市行事への貢献等をご参考いただき、引き続きの御配慮を頂ければ幸いです。         | 1         |  |
| 18 | 設備利用に案として出されている金額は高い。   | 1         |  |
| 19 | 使用料が高くなると困ります。  | 1         |  |
| 20 | 過度の値上げでは、利用者数が減り、施設の存続が危ぶまれる。   | 1         |  |
| 21 | 使用料の減額をお願いします。  | 1         |  |
| 22 | 専用利用の広さで使用料を決めるというのは、あまり賛成できません。  | 1         |  |
| 23 | 全体的に高い。   | 1         |  |
| 24 | 公共施設として道路や消防署等と、行政の施策事業として建てられた学校、公民館、健康・福祉施設等の目的を持つ施設を同軸にとらえることは、有料化の施策方針として矛盾を感じます。                 | 1         |  |
| 25 | 「有料」であることは、本来の施設目的とは異なる「目的外」の使用に対して、公共施設として利用を拒むことのない根拠として、「使用料を科す」と理解されているのではないのでしょうか。修正を求めます。       | 1         |  |
| 26 | 私達が負担すべきとされている経費のなかに人件費がありますが、社会教育課として、市の負担すべき経費でしょう。   | 1         |  |
| 27 | 福祉関連施設について、施策目的に該当する利用者、利用団体から使用料を徴収することのないように、対象施設から外すべきと考えます。                                       | 1         |  |
| 28 | 施設建設費、人件費等すべてを算出基礎とする「フルコスト方式」は、提起されている税の公平性に、逆に反するものであると考えます。  | 1         |  |
| 29 | 「フルコスト制」の算出式では、延床面積に占める㎡単価は、算出根拠として適切とは思われません。共通の物差しを他に求める必要があります。                                    | 1         |  |
| 30 | 和室 520円、ホール1050円  | 1         |  |
| 31 | 上幅を考えて回答を出していただきたいです。公共施設なので、あまり金額を高くないのが、私個人の考えです。   | 1         |  |
| 32 | 現状維持が望ましいが、光熱費程度は受益者負担でも良い。   | 1         |  |
| 33 | 使用料は、部屋の大きさで決まるようですが、ただし、使用人数も考え、単純に1人20円/回(グループ募集人数×20円)なら良いかと思ひます。                                  | 1         |  |
| 34 | 通年で使用している団体は、1回あたりではなく、1年間いくらという形で、なるべく安くしてもらえないだろうか。   | 1         |  |
| 35 | いきなり半額というのも急なので、3割負担というところで様子を見てはどうでしょうか。   | 1         |  |
| 36 | 施設使用が有料になることは、仕方のないことです。ただ、昼間1回(9時~18時)につき520円は賛成できません。せめて30分単位とか1時間単位にして頂きたいです。                      | 1         |  |
| 37 | 価格的には1時間あたり150円~200円を希望します。   | 1         |  |
| 38 | 有料の場合は、年間500円位でお願いします。  | 1         |  |
| 39 | 使用料負担により、使用料算定基準の設定、サークルの減少、利用者の低下、窓口業務の煩雑化等、様々な問題が出てくると思われます。それらの事項をよく考慮した上で見直しをしてほしいと思います。          | 1         |  |
| 40 | 簡単明瞭に計算方法を行い、安価で今までのサービスを変えないで、使用できるようにお願い申し上げます。   | 1         |  |
| 41 | 使用料減免申請の採否の基準については、「学習活動の支援体制の確立」を踏まえた、明確な策定の検討をお願いします。   | 1         |  |
| 42 | 当団体の活動内容(青少年育成、地域社会貢献・奉仕)を鑑み、基本方針の改訂版が施行された際にも、従来どおり、使用料を免除して下さるようお願い申し上げます。                          | 1         |  |
| 43 | 2回以上使用するときは、1~2回より減額を考えてください。   | 1         |  |
| 44 | どうしてもということであれば、たとえば、10分、30分、1時間単位で値段を設定してほしい。昼の部から夜の部にまたがって使いたい時に困るので。                                | 1         |  |
| 45 | 備品については、別に使用料を定めるのではなく、備品の維持管理にかかる経費も含めて、部屋の使用料として徴収するのが良いと思う。  | 1         |  |
| 46 | 最初のスタートは低い価格とし、段階的に使用年数で上げていく方法も考えられる。  | 1         |  |
| 47 | 使用者は、光熱水道費を使用料として支払う。もし、維持管理まで使用料の範囲を拡大すれば、税金等の二重取りとの疑念が想定されます。                                       | 1         |  |

|                         |  |           |  |
|-------------------------|--|-----------|--|
| 48                      | 特別措置と断りがあるものの、将来的には、公共施設として完全公平性を追求すべきです。  | 1         |  |
| 49                      | 算定方法について、区画形態の面積と設備使用は、許容範囲を持たせることなく、基準値を設定すべきだと思います。  | 1         |  |
| 50                      | 対象経費が、維持管理・運営人件費が受益者負担は当然のことです。指定管理者の経常的経費は上限額とせず、公共施設に係る経費と同一基準であるべきだと思います。                                   | 1         |  |
| 51                      | 利用人数×利用料にするなど  | 1         |  |
| 52                      | 午前、午後、夕方と3段階で1回利用額にしたら・・・  | 1         |  |
| 53                      | 1時間あたりにしないほうがいい。   | 1         |  |
| 54                      | 公民館もコミセンも体育館もほとんどの市民にとって日常生活にとって「必需的」である。生活や余暇をより快適なものにするためだから、特定の市民が必要とするから「選択的」だとする定義は間違っている。                | 1         |  |
| 55                      | 「選択的」の定義は上から目線の公共施設を利用させてやるという態度である。「選択的」の定義から「特定」の字句に違和感があり、普通の市民を含む字句に修正すること。                                | 1         |  |
| 56                      | 一方的に選択的だから受益者負担を50%とすべきでない。市へのメリット還元を考慮し評価すべきで有り、選択的受益者負担率を半減即ち25%とすべきである。                                     | 1         |  |
| 57                      | 専用利用であれ、共用利用であっても、市民が気軽に施設利用ができる水準に持って行くべきである。   | 1         |  |
| 58                      | 一律的に受益者負担率をあらかじめ決めるのではなく、利用者が施設利用しやすい利用額を提示すべきである。   | 1         |  |
| 59                      | 利用回数を抑えるような利用額となれば、市の財政面への寄与はなく、本末転倒である。   | 1         |  |
| 60                      | 民間類似施設の有無で負担率が異なる表となっているが、民間類似施設に関する説明がないので、市内に限定するならその記述を追加すべき。   | 1         |  |
| 61                      | 選択的の公費負担率について、民間類似施設がある場合の負担率の妥当性が不明確で、納得性のある負担率として頂きたい。   | 1         |  |
| 62                      | 職員は、部屋割りと領収証の発行を含め、月当たり200回以上の手間となります。今の人数ではとても足りないと思います。  | 1         |  |
| 63                      | 市内の各施設の利用料金の設定を出来る限り公平化、又は均一化するよう考慮していただくようお願いいたします。   | 1         |  |
| 64                      | 使用料の管理の方法、人件費の問題。  | 1         |  |
| 65                      | 施設の人件費や今までにない費用がかかり、それが使用料を大幅に上回るものについては、「対象としない」という決断が必要だと思います。   | 1         |  |
| 66                      | 利用者負担率について、区分を簡素化するのではなく、それぞれの使用に合った区分を設定してもらいたい。たとえば、消耗が激しい施設には、負担率を引き上げることは、利用者にも納得いくものと考えます。                | 1         |  |
| 67                      | 2時間単位、3時間単位、4時間等で値段を決めたらと思います。2時間の場合、それから用意(着替)すると時間が足りないので、更衣室等有ったらと思います。                                     | 1         |  |
| 68                      | 最長4時間で千円まではいかがでしょう。有料となると、会費の見直しもしなくてはならないので・・・  | 1         |  |
| 69                      | 有料化賛成(500円以下)  | 1         |  |
| 70                      | 公民館の使用料金の上昇を否定したとしても、他の公共サービスが低下するのだから、皆で少しづつ負担していくしかないと思う。  | 1         |  |
| 71                      | 現行の使用料を基準に激変緩和の改定上限率を乗じた額にして欲しい。   | 1         |  |
| 72                      | 激変緩和も良い考えだと思います。   | 1         |  |
| 73                      | 現在の部屋を区切って、小面積の部屋を作って欲しい。利用面積が小さくなれば、サークル存続が可能なサークルが増えることでしょう。   | 1         |  |
| 74                      | 2の(1)は、負担の公平を図る観点からとありますが、施設を利用しているサークルは、文化祭を行ったり、催し物をしたりと決して閉鎖的な活動をしているわけではありません。地域の方々と様々な形で文化センターで交流を持っています。 | 1         |  |
| 75                      | 『「区画」の形態』という言葉に全く具体性が感じられません。  | 1         |  |
| 76                      | 数百円～数千円の施設使用料を払っても、根本的な赤字を補てんはできないと思います。   | 1         |  |
| 77                      | 木造建ての施設と鉄筋コンクリート建ての施設は、性質上、分離して管理すべきである。   | 1         |  |
| 78                      | 基本方針において、「特例的な措置」の説明が行政施策上矛盾しています。   | 1         |  |
| 79                      | 基本方針において、「限定的」の表現についても、むやみに目的外の利用を促し、本来の施策目的に合致した利用に支障をきたす場合、と解釈するべきではないでしょうか。                                 | 1         |  |
| 80                      | 施設の設置目的を丁寧に考慮していただきたい。   | 1         |  |
| 81                      | 図書館も有料となるのですか？   | 1         | 本基本方針では、図書館や小中学校など、法令等により使用料を徴収できない施設は、原則として、使用料を徴収する公共施設の対象外としています。この基本方針に基づき、今後は各施設ごとに検討いたします。 |
| <b>基本方針の改定に賛成というご意見</b> |  |           |  |
| 連番                      | 意見の詳細  | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
| 1                       | 使用料を払うことはやむをえないと思う。(致し方ないと思う。)(反対しない。)   | 6         | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。                                 |
| 2                       | 公共施設の使用料を受益者負担とする市の方針については理解できます。  | 5         |  |
| 3                       | 生涯学習、社会教育、余暇活動が市民の健康といきがいを保っているこの状況を失くすことなく、使用料を改定して頂きたい。  | 2         |  |
| 4                       | 長い間利用していると、床の修理、エレベーターの設置等、諸々の経費がかかっていると想像できます。  | 2         |  |
| 5                       | 今回、施設利用の使用料受益者負担の方針につきましては、基本的に賛成です。   | 2         |  |
| 6                       | 施設の老朽化が大前提であることは理解できます。  | 1         |  |
| 7                       | いつまでも元気でいたいと誰もが切望しており、公民館の利用はますます盛んになると思います。利用者は負担を受け入れなくては施設の維持が難しいでしょう。                                      | 1         |  |
| 8                       | 市の方針に従います。   | 1         |  |
| 9                       | 有料化は当然のことだと思います。   | 1         |  |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 10 | 良い条件で安価な施設が多くあり、存続すれば、市民も利用しやすくなります。そのためには、負担は仕方ありません。 | 1 |
| 11 | 公共施設を利用していない方も多数おられますので、不公平さを無くすためにも(利用する方の負担は)必要かと。   | 1 |
| 12 | 減免していただけるとありがたいですが、(施設の)運営のことを考えると徴収するのやむをえないと思います。    | 1 |
| 13 | 私設施設でも使用料値上げの現在、無料は考えられないかもしれません。                      | 1 |
| 14 | 基本方針案については、同意できるものです。                                  | 1 |
| 15 | (使用料徴収の)対象とならない施設を明確にすることは重要だと思います。                    | 1 |

本基本方針の中で徴収対象とされる施設の一部について、使用料徴収に反対する意見や減免制度による全額免除を希望する内容のご意見

| 連番 | 意見の詳細  | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
|----|--|-----------|--|
| 1  | 有料化にしないでください。(有料化に反対です。)(使用料は無料をお願いします。)   | 42        | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。 |
| 2  | 使用料を徴収となると、各団体月謝を上げざるを得ず、そうすると入会者の減少、現会員の退会(利用者の減少)などが予想されます。                                | 36        |  |
| 3  | 伝統文化普及、緊急時の繋がり、地域の繋がり、生活の質の向上、健康維持、治安維持、今までの経過等の観点から反対です。(現状どおり無料をお願いします。)                   | 18        |  |
| 4  | 現在、使用料の免除をしてもらっています。現状維持をして頂きたいと思います。(今のままでやってください。)   | 16        |  |
| 5  | 団体の活動を継続するには、(使用料免除による)安定した活動場所の確保は不可欠です。  | 16        |  |
| 6  | サークルの運営が成り立たなくなることが考えられますので、現状どおり、使用料は免除(無料)としていただきたいです。                                     | 10        |  |
| 7  | サークル活動がしにくくなりますので、有料化に反対です。(現行のままでお願いします。)   | 10        |  |
| 8  | 公民館等の使用料は出来ることなら、今までどおり無料が最適。  | 5         |  |
| 9  | 利用者が健康の為につかっている方が有料になってしまうと医療費や介護費が逆に増えると思う。(現状維持されれば、健康寿命の人が増える)                            | 5         |  |
| 10 | 公民館を学びの場(心身の健康のために)として使わせてもらい助かっています。これからますます高齢者が多くなり、需要があると思います。(無料で使えることは)高齢者にとっては貴重なことです。 | 4         |  |
| 11 | 現在、会員数が減少し、サークル活動を継続することが困難な状況が続いています。有料化に伴い会員数の減少に拍車がかかることになり、現状の活動を継続することがさらに困難になります。      | 3         |  |
| 12 | 無料で使わせていただいていることに、とても有りがたく思っております。(助かっています。)   | 3         |  |
| 13 | この方針から公民館を外してください。(教育関連施設を外すべき。)   | 3         |  |
| 14 | 公民館使用料を負担することは、金額増となり払えず、学ぶことができません。家に閉じこもり、心身ともに病気がちとなり、国が進めている高齢者対策に逆行します。そして国保も圧迫します。     | 2         |  |
| 15 | 文化センターは子どもたちや親が安心して利用できる施設なので、有料化に反対です。  | 1         |  |
| 16 | 出来る限りで公民館活動への協力させていただきますので、今まで同様に免除規定の活用をお願いします。   | 1         |  |
| 17 | 生涯学習の学びとして、今までどおり無料化のままでお願いします。  | 1         |  |
| 18 | 公民館は、今回示された基本方針案による受益者負担にはなじまない。市内に3館の公民館を、施設の統廃合や受益者負担の対象から外すべきだと考える。                       | 1         |  |
| 19 | 「老人いこいの家」などは、管理を地域住民に負担してもらっていると思われ、それを使用料徴収に使うことは無理ではないか。                                   | 1         |  |
| 20 | 他市では公民館のみ使用料無料と聞いています。座間市でも公民館に関して利用者負担率を御検討して頂ければ幸いです。                                      | 1         |  |

今回の基本方針改定により想定できる影響についてのご意見

| 連番 | 意見の詳細  | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
|----|--|-----------|--|
| 1  | 使用料のかからないロビーなどで活動を行うようになり、一時休憩などでロビーが使いにくくなり、施設にも行きづらくなる。                                    | 7         | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。 |
| 2  | お金がかかるというだけで、もっていない人は行きづらくなる。(一律に使用料を徴収となれば、資金力のある団体のみが利用できることになる。)                          | 4         |  |
| 3  | 健康づくりに利用している者は、健康維持により医療の軽減に繋がり、結果として、市政の財源緩和に繋がり市政に貢献していることをお考えください。                        | 4         |  |
| 4  | 利用する費用を負担ということになれば、出向く気持ちも考えてしまいます。  | 2         |  |
| 5  | (有料化は)習い事ができなくなってしまうし、子供会活動でも利用しているので困ります。   | 2         |  |
| 6  | 有料化になると、気軽に利用することができなくなり、子育て中の家族や、高齢者の方々が身近に集まる場所がなくなります。                                    | 2         |  |
| 7  | 使用料の徴収は、人口減につながる恐れもあるのではないか。   | 2         |  |
| 8  | 有料化は、ハードルを高くし、安心して利用することの精神を遠ざけることになると思えます。  | 1         |  |
| 9  | 今回の有料化に伴い、私たちの士気が下がるのは明らかです。家計の収入は減少し、種々の支出は年々増加する傾向です。こうした中で、自分の趣味に多くの負担はかけられない状態になっています。   | 1         |  |
| 10 | 使用料の発生により、やむなくサークルなどを退会する者を増やすことがないよう願いたい。   | 1         |  |
| 11 | 使用料設定により、利用者が減少し、そのため地域とのつながりがなくなり、地域活性化は期待できなくなると考えます。使用料設定するよりは、更に地域の方々が使いやすいように開放的にすべきです。 | 1         |  |
| 12 | 使用料が発生するために長年続いていた(子ども達の)サークルが存続できなくなることは、子ども達にとって大変残念なことです。                                 | 1         |  |
| 13 | 有料化によりサークル活動の継続が厳しくなり、サークル数の減少は文化センター(公民館)のイベントの活力低下に直結します。イベントの縮小、廃止は地域にとってマイナスです。          | 1         |  |
| 14 | 生涯学習機関が有料化ともなれば安価な場所に申し込みが殺到し、不満やねたみ、あるいは解散の憂き目にあうかもしれません。                                   | 1         |  |
| 15 | 使用料が発生した場合、現在とても活発に行われている市民の自主的な活動が少なくなってしまうことは明らかであり、座間市民であり続けることの魅力が減ってしまいます。              | 1         |  |
| 16 | 利用者が減れば、ますます施設は老朽化し、閉鎖になってしまうと思います。  | 1         |  |
| 17 | この案が、そのまま実施されるようになれば、公民館の現場は大混乱になりかねません。   | 1         |  |
| 18 | 公民館に対する親しみが、お金を払えばいいということで、今までのような人の心の繋がりが無くなってしまい、職員に負担がかかってしまうことが怖いと思います。                  | 1         |  |

市の予算運用や管理体制に対するご意見

| 連番 | 意見の詳細  | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
|----|--|-----------|--|
| 1  | 建物が老朽化のため、修理・維持費を補うには、使用料が有料化になる可能性に対して、理解しております。(基本方針改定に至った経緯について一理あると認識しています。)                             | 16        | 本基本方針に基づき、事務をすすめてまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。                      |
| 2  | 税金は有効に使ってください。別なことで節約できることがあるのではないのでしょうか。お金の使い方は正しいのですか。予算の無駄遣いを精査してください。予算の見直しをしてください。税収入のなかから工面してください。     | 9         |  |
| 3  | 大規模改修や建て替え費用を、使用料で充当するのはおかしい。これらは市の予算で行うのが原則だと思う。公共施設等の修理保全是市の経費で賄うものである。                                    | 3         |  |
| 4  | 公共施設は建築した時点で、将来の老朽化は明白であり、財源不足は、長期計画をしっかりと立てなかった市の計画性のなさも一因であると思う。   | 2         |  |
| 5  | 施設建設した当初から経年変化や老朽化、法の変更による改修等は想定できたはず。ここにきて使用料を徴収・変更しないと施設総量の削減をするというのは市民に対し脅しとも取れますが、施策の甘さを市民転嫁するのはいかがなものか。 | 1         |  |
| 6  | 予算はきちんと算定してください。(工事と金額がいいかげんにならないように)  | 1         |  |
| 7  | 将来のことを考えると、今から使用料を徴収して、それを積立し、修理代として保管しておけば、修繕費代として使える。  | 1         |  |
| 8  | 地方自治法第225条により、使用料については、受益者負担が原則であり、平成21年8月作成の基本方針に示すべきだったと考えます。  | 1         |  |
| 9  | 施設の維持は、公共性の要望から建設された施設であり、維持管理を含有した予算化が妥当と考えます。  | 1         |  |
| 10 | 収入支出の決算報告を毎年度行って下さい。特に支出について、どの施設の改修等が行われたのか、次年度以降の順番などを知らせてほしいです。   | 1         |  |
| 11 | 「財政運営上きわめて困難」なのであれば、他市町村のように外部委託も検討してください。   | 1         |  |
| 12 | 払われたお金はどのように文化センターのなかで扱われるのだろうか。施設の充実(駐車場にミラー設置、トイレ改修など)に使ってもらえるのだろうか。                                       | 1         | 基本方針の改定案を作成する段階では、お示しすることが困難な内容でした。今後本基本方針に基づき、事務を進める上で、お示しする可能性があります。 |
| 13 | 基本方針に「今後の20年間で約300億円の新たな支出」とありますが、大規模改修や建て替えの積立予算は毎年計上しないものなのですか？民間では考えられないのですが。                             | 1         | 原則として、本市においては、大規模改修や建て替えに要する積立予算は毎年計上しておりません。                          |

パブリックコメントの実施方法や内容、基本方針の改定内容の説明方法に対するご意見

| 連番 | 意見の詳細   | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
|----|---|-----------|--|
| 1  | 基本方針についての詳しい説明が必要と考える。(内容の詳細を明らかにしてほしい。)  | 5         | 本基本方針に基づき、今後、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。また、資料の作成に当たりましては、分かりやすくなるように努めます。 |
| 2  | 公共施設の今後の在り方、改修、統合等建築計画などを広く市民に知らせてほしい。具体的な計画や将来像が知らされなければ、基本方針の改訂について理解が得られにくいのではないかと。(もっと内容を具体的に示して欲しい。)               | 4         |  |
| 3  | 幅広く市民に意見を聞き、かつ詳細の説明を行うため、公聴会の開催を強く望みます。(各コミュニティセンター、文化センターにおいて)   | 2         |  |
| 4  | 意見を公募する時「計画されている内容」を資料として市民がゆっくり手にとれるよう広報や「貸し出し資料」として丁寧に伝えてほしい。   | 1         |  |
| 5  | 今回の基本方針を見て全ての施設の減免措置を最大50%までと市又は国・県の使用以外は有料としたいの考え方しか読み取れませんでした。しかも使用料の明示がされず不明確かつ今後提示するとのこと、これで考えを述べよとの問いに回答することは困難です。 | 1         |  |
| 6  | 今回のページ2枚の文書で住民の考え方を調べたとの仕方は、お役人の考え方で、市民の考え方と遠く離れていると思います。   | 1         |  |
| 7  | きめ細かい説明と説得が市政の姿と思います。   | 1         |  |
| 8  | こういうことは、もっと早く(利用者に伝える)会議を開いてもらわないと、検討する時間がない。   | 1         |  |
| 9  | 免除、減額についての対象も書面では分かりづらい。  | 1         |  |
| 10 | 税金収入減少からとの話だが、どのような経費なのか、具体的な説明が欲しい。  | 1         |  |
| 11 | なぜもっと前の段階からお話して頂けなかったのか？掲示物等ではなく、もっと積極的に実際に施設を利用している各サークルの意見を聞こうと動いて頂きたかったです。   | 1         |  |
| 12 | パブリックコメントは市民への告知が広く行われておらず、期間が短いため、形式的にしか見えず、しっかりした考えをまとめてから伝えることが難しかった。  | 1         |  |
| 13 | 文章ではすぐ理解しにくいと、企画政策課事務管理係の方に直接説明していただきたいと思えます。よく説明して頂いた上で、納得判断したいと思えます。  | 1         |  |
| 14 | なぜ、公聴会を持ってから、意見公募をしないのか、その理由を示すこと。  | 1         |  |
| 15 | 書面が分かりにくいと、再編集を検討してください。  | 1         |  |

特定の利用者(高齢者・子ども・障害者などの個人や団体など)ごとの減免・減額措置に関するご意見

| 連番 | 意見の詳細  | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
|----|--|-----------|--|
| 1  | 資金力のない利用者(年金暮らしの高齢者のサークルが存続できるように)サークルの実績を評価し、公共施設の優先利用について検討する必要がある。  | 16        | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。 |
| 2  | 減免の申請検討によっては、サークル同士での不公平感、不満もでて、小さな確執も生まれるのではないかと。   | 7         |  |
| 3  | 年金生活で教室の月謝はなんとか出していますが、使用料までは出せません。(年金生活者には負担が大きすぎます。)   | 6         |  |
| 4  | 高齢者(年金生活者)が多い当団体(サークル)の利用については、従来どおり、使用料を減免して頂きたい。   | 6         |  |
| 5  | 地域に長く活動している当サークル(団体)は、公共公益性の高いものとして(地域社会への貢献度を考慮して)、これまでと同様にご支援いただきたい。(減免していただきたい)   | 4         |  |
| 6  | 年金者にとりましては、使用料を取られることは大変困ります。今までどおりのようにしていただかないと楽しめないと思います。健康のためにやっていますので、今までどおり楽しめますようお願いいたします。                                       | 3         |  |
| 7  | 文化センター所管の生涯学習プログラム(活動)の実施のために利用する区画は、従来どおり使用料を免除してもらいたい。   | 3         |  |
| 8  | 文化センターの事業から発展して活動している「教室」は、もともとの事業(プログラム)との両輪になっているから免除若しくは減額していただきたい。   | 3         |  |
| 9  | 共催活動のための利用については、免除して頂きたい。  | 3         |  |
| 10 | 子どもが所属する団体の毎月の使用料が月謝に上乘せされると、継続できなくなる人も多く出るかと思われまます。(参加人数が減ってしまうと思われまます。)  | 2         |  |
| 11 | 有料化は年金で生活している人が外出する機会を減らす。(高齢者の外出の機会を減らす。)   | 2         |  |
| 12 | 公共施設は子育て世代、年金者の唯一の楽しみ場です。唯一の地域交流の場です。  | 2         |  |
| 13 | 高齢者は無料にしてほしい。  | 2         |  |
| 14 | 高齢者にも配慮し、慎重に(できれば現状維持で)検討をお願いします。  | 2         |  |
| 15 | 生涯学習機関は、営利を目的としないグループ等に対しては、有料化の対象から、除外していただきたい。   | 2         |  |
| 16 | 減免・免除規定の基本的な考え方について、「青少年健全育成に関することで利用する場合」を加えて頂きたい。  | 2         |  |
| 17 | 当クラブの会員は殆どが高齢者で、高額な使用料の負担は困難かと思われまます。指針にもありましたが、初年度から3年程は「減額」の措置を希望いたします。  | 1         |  |
| 18 | 子どもたちのサークル活動の楽しさ、お友達作りの場をこれからも無償で提供していただけたらと切に願っております。   | 1         |  |
| 19 | 全額負担か減額(減免による一部負担)になった場合、今後サークル活動が続けられなくなる可能性があり、子どもたちが学ぶ機会が失われてしまいます。   | 1         |  |
| 20 | 高齢者は年金が減り、物価は上がり、そしていずれは消費税も上がり、益々くるしい生活が待っているかと思うといろいろ不安になります。使用料が無料だからサークル活動を続けてきました。有料になると継続できるかわかりません。高齢者の楽しみのため、是非無料で使用させていただきたい。 | 1         |  |
| 21 | 高齢者から利用料を取るのには、賛成できません。  | 1         |  |
| 22 | 座間市以外の方の利用者から利用料金をもらう、高齢者は無料にするなどをご検討ください。   | 1         |  |
| 23 | 当サークル(ボランティア活動)については、有料はちょっとおかしいです。この事業は本来、市の仕事だと思います。負担のないようにお願いします。  | 1         |  |
| 24 | どのサークルも高齢化し、先生にお支払いする謝礼も大変な団体も増えているのに、これ以上費用が掛かるなら続けていくことができないサークルも増えると思います。   | 1         |  |
| 25 | 市に登録して継続的に活動する、市の行事に協力するなどの条件で利用料をこれまでどおり無料にして頂きたい。  | 1         |  |
| 26 | 老いてきてコミュニケーションを取るのに、公民館等を無償化することにより、多くの人が集まれる場所の提供が必要と思われる   | 1         |  |
| 27 | 障害者以外の福祉団体として、市に届け出ている団体(市から補助金を受けて運営している団体)への使用料については、免除を認める配慮をして頂きたい。  | 1         |  |
| 28 | 当団体の活動は、市の事業の一環であり、依頼により市内のコミセンの事業の一部の指導する指導者を養成することを目的にしているため、市の行政目的の一環であると理解しているため、免除を希望する。  | 1         |  |
| 29 | 市の委託を受けて講師を務める講座にあわせてその内容の相談会を公民館、各文化センターで行っています。講座だけでは不十分なところを補完する役割をしている活動なので、これまでどおり減免の措置を取ってください。                                  | 1         |  |
| 30 | 基本方針には、「使用料の減額又は免除規定は、あくまでも特例的な措置」と書かれていますが、行政機関として利用目的を持って設置された施設である「福祉センター」「市立公民館」等とこの解釈は祖語があると思われまます。                               | 1         |  |
| 31 | 社会教育団体への使用料全額減免の継続を提案します。  | 1         |  |
| 32 | 公民館の事業(講座)から発展して活動している団体は、免除若しくは減額していただきたい。  | 1         |  |
| 33 | 公共施設の管理運営団体が主催する事業の参加者が、当該事業を管理運営団体と協力して、運営し、維持する活動のために施設を利用する場合も、使用料は免除すべき。   | 1         |  |
| 34 | 一般が借りる場合とサークルが借りる場合の差別化はできないでしょうか。文化祭を手伝うメリットが残りますよう、お取り計らいいただきたい。(有料化になれば、手伝いが出来なくなってしまいます。)  | 1         |  |
| 35 | ボランティアグループについては、別枠ということは考えられないでしょうか。   | 1         |  |
| 36 | 減免・免除規定の基本的な考え方について、「安心安全に子育てができる座間市になるような活動に関することで利用する場合」を加えて頂きたい。  | 1         |  |
| 37 | 減免・免除規定の基本的な考え方について、「子育て支援に関することが目的で利用する場合」を加えて頂きたい。   | 1         |  |
| 38 | 減免・免除規定の基本的な考え方について、「病気をせず、健康でいられるような、食のこと、体のこと、心のことなどの活動を目的で利用する場合」を加えて頂きたい。  | 1         |  |
| 39 | 減額、免除に関しては、それぞれの施設を所管する部局、機関での施策(施設)目的が果たせるように配慮していただくことを求めまます。  | 1         |  |
| 40 | 今の老人は年金もそれなりにもらっているため、趣味を十分に楽しむことができるので、元気で長生きできると思われまますので、地域のためにボランティアと思って使用料を払って利用してほしいです。   | 1         |  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 41 | これまで使用料が減額・免除の要件を設けていたことに公共施設としての公平性から逸脱していたと感じます。                          | 1 |
| 42 | 公平性のなかには、減額・免除の要件があること自体、不自然なことです。  | 1 |
| 43 | 減額、免除規定について、限定列挙することは、利用者にとっても使いやすいものになると思います。                              | 1 |
| 44 | 減額規定には、障害者のみにとどまらず、それぞれの施設の施策目的から、公共の福祉を享受できない立場にある「弱者」への配慮が書き込めるよう配慮が必要です。 | 1 |

| その他のご意見 |   |           |  |
|---------|---|-----------|--|
| 連番      | 意見の詳細   | 類似する意見の件数 | 市の考え方  |
| 1       | 公共施設を利用するサークルは、「サポートセンター」に登録した団体であることを基本的要件とする必要。   | 16        | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。   |
| 2       | いつも使わせて頂き、ありがとうございます。(いつも使わせて頂き、感謝しています。)   | 7         |  |
| 3       | 施設の利用の有償化について、再検討願います。  | 2         |  |
| 4       | 公共施設の確保(定日提示の教室確保)、公共施設使用料の免除により、ボランティアスタッフの負担を減らしていただけたら、支援に集中できると思います。(ボランティア団体は免除してほしい。)   | 2         |  |
| 5       | 今後ともよろしく願います。   | 2         |  |
| 6       | 他市ではどのようにしているか？海老名市は無償ときいているが、座間市はどうして取るのか？   | 2         | 他市においても、本市と同様、使用料が無料の施設もあれば、使用料は有料ではあるものの、減免の規定を設けている施設もございます。本市の公共施設には、これまでも使用料を徴収する施設と徴収しない施設がありました。今回の基本方針改定において、これらの施設を改めて明確に分類いたしました。 |
| 7       | それぞれがギリギリのところまで現在(サークルや団体を)運営しています。   | 1         | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。   |
| 8       | 住民をはげます今の施策を続けてほしいです。   | 1         |  |
| 9       | 無料で利用できる施設の存在は、仲間をふやすことにも楽しい交流の機会をふやすことにもなります。このままの運営が続いてほしいです。   | 1         |  |
| 10      | (利用する費用を負担させることで)小さな市民の楽しみを絶対絶やさないようにお考え頂きたいです。   | 1         |  |
| 11      | 使用料設定は、当サークルの最大の魅力である格安で習い事ができるということが難しくなります。今後たくさんの子供たちに(習い事)の素晴らしさを体験してもらいたいです。   | 1         |  |
| 12      | 公共施設は誰でもいつでも無料で利用できるのが当然です。有料にする理由は特になくはないと思います。利用したい人は、無料で利用できるようにしてください。  | 1         | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。   |
| 13      | 病院に通院していますので、これ以上は出費できません。  | 1         |  |
| 14      | 今後も使用料を徴収することなく、市民の文化的生活が営まれる市としての施策を続けていただけますようお願いいたします。   | 1         |  |
| 15      | 団体活動を続け、健康維持や痴ほう症予防に努めてきました。その活動場所となる施設は今まで通り無料であってほしいと思います。  | 1         |  |
| 16      | 公民館は市民に開かれた場所です。生涯学習の場として無料で利用できることが第一だと思います。座間市は公民館を生涯学習の場として無料にしていることを誇りに思っています。  | 1         |  |
| 17      | 公民館が無料で気軽に利用でき、特に年金生活者にとっては、とても嬉しいことです。   | 1         |  |
| 18      | 講座もお金がかかるようになったらたくさんの方を教えることが少なくなる。   | 1         |  |
| 19      | 使用料を設定するのは簡単ですが、支払えると支払えないで市民の格差が生じたりしないでしょうか。それについては公共の意味がなくなるのではないのでしょうか。   | 1         |  |
| 20      | 利用料が有料になることは、サークル活動においてはとても負担が大きいです。  | 1         |  |
| 21      | 市民へのサービスを低下させるのは、施設使用料の有料化が最も大きいと考える。   | 1         |  |
| 22      | 短絡的にとれる所から徴収しようとしている気がする。   | 1         |  |
| 23      | 大変ガッカリな改訂版です。活動をやめるという選択肢をとる方が増えて、利用が減り、施設も縮小できれば、お望み通りでしょうか。座間市のやり方に失望しています。   | 1         |  |
| 24      | わずかなお金といっても税金や年金、介護保険、消費税など、払うものはたくさんあります。せめて公共施設は無料で使用できるよう強く望みます。   | 1         |  |
| 25      | (使用料の徴収により)市民の楽しみを取り上げないでください。  | 1         |  |
| 26      | 退職後の様々なスキルを持った方々がそれを発揮することが所得格差、世代間格差をも是正することにつながる。また、片親の長時間労働による子供の孤立化対策にもつながる退職後世代を中心とした方々によるボランティア活動の空間を利用するということに料金を発生させようという行為は、時代の逆行。この(使用料を徴収する)判断は、時代と逆行しているもので、行政の信頼をおとすものである。 | 1         |  |
| 27      | 公民館使用料金値上げにつながる方針が提案されたことは残念。   | 1         |  |
| 28      | 突然有料化とはこれいかに。   | 1         |  |
| 29      | (使用料を徴収しないことは)サークル活動を行うことで、ストレス解消となり、健康増進につながり、医療費削減につながると思います。親が元気になれば、子供の健康につながります。   | 1         |  |
| 30      | このたびの基本方針改定案は、座間市の公民館における過去の流れを一変させるものであります。  | 1         |  |
| 31      | 公民館は、歴史的にも特殊な社会教育の拠点として、多くの市民が集まる場として存在している以上、これらをはく奪するようなことであってはならないと思います。   | 1         |  |
| 32      | 市立体育館は、有料となっていますが、減免を行うことにより、サークルが存続しているような団体が非常に多いです。  | 1         |  |
| 33      | 方針の「負担の公平性」の中には、この基本的人権を公平に与えようとする意志が見えないことが残念です。   | 1         |  |
| 34      | 我々は年金生活なので、サークルに楽しみに来ております。   | 1         |  |
| 35      | おかげ様でクラブ活動を堪能させていただいています。   | 1         |  |
| 36      | いつも無償で、北地区文化センターを利用させていただき、本当にありがとうございます。   | 1         |  |
| 37      | サークルとして、お祭りなどへの参加で地域へ少しでも貢献していければと思っています。   | 1         |  |
| 38      | 少子化にともなって、公共施設の積極的な活用は、今後ますます重要になってきます。   | 1         |  |



|    |  |   |  |
|----|--|---|--|
| 39 | 当サークルの活動は、文科省の「長寿社会における生涯学習のあり方」で示されている「地域社会での支え手」、「コーディネータ人材の育成」、「世代間交流の促進」沿ったものと自負しています。   | 1 |  |
| 40 | 座間市は近隣市と比べ、公共施設のサービス等が見劣りする。   | 1 |  |
| 41 | 公民館はとても良いところだと思っています。  | 1 |  |
| 42 | 付帯設備費を取るのであれば、対価に見合った設備にしてください。  | 1 |  |
| 43 | (使用料の徴収以外に)現状でもできることとして、節約を利用者に促しては。電気の節約が気になっています。明るい室での照明は必要かの判断。冷暖房、個人差が多すぎ。節約が頭に入っていない。自分の家のように考えてほしい。                                 | 1 |  |
| 44 | 有料化してもみんなの力で楽しく使える為の施設に考える予算も引き出して欲しいと思う。  | 1 |  |
| 45 | 必要度の低い施設等の見直しも行って欲しい。  | 1 |  |
| 46 | 文化センターだけでなく、学校施設の使用など、平等性も考えて決めてほしい。   | 1 |  |
| 47 | せめてトイレを和式→洋式を多くしてもらいたい。  | 1 |  |
| 48 | 受益者負担という論理は、利用したくても現在、様々な理由で利用できない人々がいつかできるようになったときに公共施設として安心して借りられる場が存在することが大切であり、利用できない人々が利用している人に不平を言っているという捉え方は、人間として狭く失礼な言い方だなあと思います。 | 1 |  |
| 49 | 住民が生きがいを持ち、ほっこりと連なり合う場を狭くしないよう財政の使い方で、住民の幸せをうばう方向の施策にしないよう切に願います。  | 1 |  |
| 50 | 公民館は必要不可欠な場だと思っています。   | 1 |  |
| 51 | 最近、座間には大型スーパーやパチンコ店など企業が、どんどん進出しています。こういう企業に協力金など支援して頂く方法を考えて頂けたらと思います。  | 1 |  |
| 52 | 廊下などにある椅子、ソファなどガムテープでの補修とはお粗末です。市の予算化を推進すべきです。   | 1 |  |
| 53 | 施設で働く方々が、管理的で威圧的な言動をとることがないように、相談役として利用しやすい開かれた施設運営を切に願います。  | 1 |  |
| 54 | 施設運営に関しては、利用上の禁止事項を作ることを優先せず、市民が納得して利用できるような優しい運営がされる施設づくりを望みます。   | 1 |  |
| 55 | 今後も公民館を使用している団体の活動内容をもう一度点検していただき、市民が納得できる措置を講じていただけることを期待しています。   | 1 |  |
| 56 | 野外炊事(BBQ等を含む)ができる施設の設置を提案します。  | 1 |  |
| 57 | 野外宿泊(テントまたはコテージ)ができる施設の設置を提案します。   | 1 |  |
| 58 | 現在、利用している団体より、オープン講座や体験を企画して公共施設に足を運んでもらえるようにするのが最優先です。  | 1 |  |
| 59 | ボランティアを活用するなど、人件費を削減が可能と考える  | 1 |  |
| 60 | 拡大解釈した場合、図書館や市役所施設も有償で、市議会議員、市長等からも徴収すべきと考える。  | 1 |  |
| 61 | どんどん施設を利用して頂き、施設の存続を望みます。  | 1 |  |
| 62 | 使用料を徴収するのであれば、市長の給料削減、議員、市職員の削減及び給料削減を実行し、その実態を公表してください。   | 1 |  |
| 63 | 一市民の立場にたって、考慮され、施行願いたい。  | 1 |  |
| 64 | 公共施設の全体的見直し及びボランティア活用による維持管理への一助も検討すべきと考える。  | 1 |  |
| 65 | 単一目的の公共施設でなく、複合目的の施設として公共施設を集約することで、経費の節減にも繋げることが重要と考えます。  | 1 |  |
| 66 | 複数施設の使用申請ができる一元管理を期待したい。   | 1 |  |
| 67 | 今後も「どこでも、誰でも、いつでも」使える親しみのある公民館として、存続できるようお願いいたします。   | 1 |  |
| 68 | 利用の際の申請のやり方が、公民館、北地区文化センター、東地区文化センターで違っています。統一化を図ってください。   | 1 |  |
| 69 | 現在ある三か所の公民館はもちろん、できれば、各地に集える公共施設がもっと欲しいと思います。  | 1 |  |
| 70 | 市民サービスを向上させ、人口流出を防ぎ、人口の定着化を図り、人口増加の座間市にしたい。  | 1 |  |
| 71 | 施設の稼働率を効率的に上げて頂きたい。  | 1 |  |
| 72 | 税で整えたインフラ(社会資本)への「税」以上の負担は、「払える人」は払う。払えない人からはとらない。というスタートラインが適切ではないでしょうか。  | 1 |  |
| 73 | もし、すべからず「使用料を徴収する」のであれば、税のように「広く浅く」すべての市民が利用できるよう(支払うことのできるよう)に工夫することが、施策目的を持つ施設への配慮だと考えます。  | 1 |  |
| 74 | 青少年施設、社会教育施設、社会体育施設に関しては、公民館には公民館運営審議会が事業に関する影響を、社会教育行政施策としての減免規定見直しには、社会教育委員会議への諮問、答申若しくは意見具申が必要です。                                       | 1 |  |
| 75 | 条例化の最終原案は、教育委員会、総合教育会議等の了承を経るなど、慎重に進めることを要望します。  | 1 |  |
| 76 | 体育施設に関してもスポーツ振興協議会の意見を求めることが必要と考えます。   | 1 |  |
| 77 | 公共施設の維持に必要な費用は20年間で300億と巨額であるが、今回の措置で、市はどれほどの徴収額を見込んでいるのか。   | 1 | 基本方針の改定案を作成する段階では、お示しすることが困難な内容でした。今後本基本方針に基づき、各施設ごとにの使用料の徴収に関する検討を進める上で、お示しする可能性があります。                    |
| 78 | 税金収入減少からとの話だが、どのような経費なのか、具体的な説明が欲しい。   | 1 | 今回の基本方針の改定は、「座間市公共施設利活用指針」でも明記している受益者負担の原則はもとより、使用料算定の明確性や使用料を支払うものと支払わない者との負担の公平性の確保が重要であるという観点から取り組みました。 |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
| 79 | 算定方法で計算した結果、使用料を取ることで、市が支払う費用が、徴収額(使用料金)より上回る(大幅に)場合は、それがまた市民の負担となるのでは。非受益者に負担がかかるのではないか。  | 1 | 本基本方針に基づき、各施設所管部署が施設の使用料について検討してまいります中で、今回頂きましたご意見を参考とさせていただきます。  |
| 80 | 今回の基本方針は、平成27年3月公表の「座間市公共施設活用指針」に基づき、「(仮)座間市公共施設再整備計画」を所管する部署を決めて進めてきたものと思料する。その部署と検討に加わった部署を明らかにせよ。どのような会議体で今回の基本方針案を策定したか知りたい。     | 1 | 本基本方針の改訂作業につきましては、行政改革推進委員会の内部にあります事務事業財政専門部会にて検討を行いました。この専門部会の構成員は、主として公共施設を所管する部署、財政課、企画政策課の職員です。それ以外のご意見の内容につきましては、お示しする内容が多いため、こちらでお示しすることは困難です。情報公開の観点から、個別にお示しすることはできませんので、ご相談いただけると幸いです。 |
| 81 | 利害関係部署がその会議体に加わったかを明らかにせよ。会議開催は何回何時その出席者と議題を開示して欲しい。   | 1 |   |
| 82 | 「公共施設使用料設定基本方針」を検討する公的私的を問わず審議会又はそれに類する会議体があれば明らかにして、会議開催は何回何時その出席者と議題を開示して欲しい。公共施設の利用者となる市民又は市民団体の意見を聞く機会があったのかあればその内容と構成員を開示して欲しい。 | 1 |   |
| 83 | この意見公募前に「公共施設使用料設定基本方針」案を市議会又はその常任委員会に説明や意見をもとめたことあるか知りたい。   | 1 | この意見公募前に、市議会又はその常任委員会に説明や意見を求めたことはございません。   |